附　則

（令和六年度における別表第二に定める率の特例）

第二条　令和六年度においては、特例措置対象被保険者（法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものをいう。次条において同じ。）に対する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

（令和六年度における別表第三に定める率の特例）

第二条の二　令和六年度においては、特例措置対象被保険者に対する別表第三の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9480」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「1.0000」及び「0.9295」とする。

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　令和八年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の十一まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十三条第一項第二号イ	（略）	（略）
第十三条第二項第一号ロ	高齢者医療確保法第三十四条第一項各号	高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項各号
第十三条第二項第一号ニ	給付費割合から算定政令付録第一の式により算定した割合を控除した割合（当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に給付費割合から算定政令付録第一の式により算定した割合を控除した割合	給付費割合に算定政令付録第二の式により算定した割合を加えた割合から一を控除した割合を乗じて得た額に限る。）（当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金見込額がある場合には、当該額に給付費割合に算定政令付録第二の式により算定した割合を加えた割合から一を控除した割合
第十三条第二項第一号ヘ	高齢者医療確保法第三十四条第一項各号	高齢者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項各号

附　則

（令和五年度における別表第二に定める率の特例）

第二条　令和五年度においては、特例措置対象被保険者（法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者であつて、平成二十六年三月三十一日以前に七十歳に達したものをいう。次条において同じ。）に対する別表第二の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9779」、「0.9480」、「0.9180」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「―」、「1.0000」、「0.9687」及び「0.9295」とする。

（令和五年度における別表第三に定める率の特例）

第二条の二　令和五年度においては、特例措置対象被保険者に対する別表第三の規定の適用については、同表当該対象被保険者が法第四十二条第一項第三号に掲げる場合に該当する者である場合における費用の額に乗ずべき調整率の欄中「1.0000」、「0.9480」及び「0.8804」とあるのは、それぞれ「―」、「1.0000」及び「0.9295」とする。

（病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条　令和八年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の十一まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第十三条第一項第二号	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）